

横浜市開発審査会提案基準第 15 号 新旧対照表 (傍線は改定箇所)

現行	改定案	備考
<p>立地基準編 第 3 章 法第 34 条に関する立地の許可の基準 第 2 節 横浜市開発審査会提案基準第 15 号 道路位置指定等により造成された土地において行う建築行為等の特例措置 市街化調整区域となる以前に道路位置指定等により、すでに造成されていた土地における開発行為又は建築行為において、申請の内容が次の各項に該当するものであること。</p> <p>(適用対象) 1 申請地が市街化調整区域となる以前に、次の各号に該当していること。 (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号に基づく位置の指定又は宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく許可を受け、工事が完了していた土地であること。 (2) 排水施設及び擁壁等が設置されていて、防災上安全な土地であること。</p> <p>(施設基準) 2～6 (略)</p> <p>(施行期日) 7 この基準は、<u>平成 30 年 4 月 1 日</u>から施行する。</p> <p>注 1 申請区域に含むことができる土地は、本提案基準第 1 項各号の<u>いずれか</u>に該当する土地に限るものとする。ただし、開発行為を行う場合において、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 (1) 公道を拡幅整備する場合における拡幅部分の土地 (2) 道路の交差部にすみ切りを設ける場合におけるすみ切り部分の土地 (3) 排水施設を整備する場合の土地 (4) 前各号の土地を整備する上で造成工事を行うことがやむを得ないと認められる土地 (5) 防災上造成工事を行うことがやむを得ないと認められる土地 2 前項第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定に基づいて申請区域に含んだ土地は、土地利用計画において未利用地とするものとし、建築物の敷地とすることはできない。</p>	<p>立地基準編 第 3 章 法第 34 条に関する立地の許可の基準 第 2 節 横浜市開発審査会提案基準第 15 号 道路位置指定等により造成された土地において行う建築行為等の特例措置 市街化調整区域となる以前に道路位置指定等により、すでに造成されていた土地における開発行為又は建築行為において、申請の内容が次の各項に該当するものであること。</p> <p>(適用対象) 1 申請地が市街化調整区域となる以前に、次の各号に該当していること。 (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号に基づく位置の指定又は宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく許可を受け、工事が完了していた土地であること。 (2) 排水施設及び擁壁等が設置されていて、防災上安全な土地であること。</p> <p>(施設基準) 2～6 (略)</p> <p>(施行期日) 7 この基準は、<u>令和 3 年 6 月 1 日</u>から施行する。</p> <p>注 1 申請区域に含むことができる土地は、本提案基準第 1 項各号に該当する土地に限るものとする。ただし、開発行為を行う場合において、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 (1) 公道を拡幅整備する場合における拡幅部分の土地 (2) 道路の交差部にすみ切りを設ける場合におけるすみ切り部分の土地 (3) 排水施設を整備する場合の土地 (4) 前各号の土地を整備する上で造成工事を行うことがやむを得ないと認められる土地 (5) 防災上造成工事を行うことがやむを得ないと認められる土地 2 前項第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定に基づいて申請区域に含んだ土地は、土地利用計画において未利用地とするものとし、建築物の敷地とすることはできない。 <u>3 本提案基準第 1 項第 1 号に規定する「第 42 条第 1 項第 5 号に基づく位置の指定」は、市街化調整区域となる以前に建築基準法施行規則第 10 条に規定する公告済であるものに限る。また、申請地は指定図のうち、指定道路に接する敷地のみとし、それ以外の土地は対象外とする。</u> <u>4 本提案基準第 1 項第 1 号に規定する「宅地造成等規制法に基づく許可を受け、工事が完了していた土地」とは、市街化調整区域となる以前に建築物の建築を目的とする宅地造成とし、同法第 13 条に基づく検査済証が交付された土地に限る。</u></p>	<p>本文適用対象第 1 項と不整合のため、 錯誤による修正。</p> <p>適用対象となる時点及び土地を明確化するもの。 適用対象となる土地及び完了時点を明確化するもの。</p>